

ワシントン条約附属書Iに掲げる植物の交配種の取扱いについて

輸入注意事項8第4号 (8.3.7)

改正①輸入注意事項17第28号 (17.7.25) ②輸入注意事項20第11号 (20.10.30)

昭和41年4月通商産業省告示第170号(輸入公表)においてワシントン条約の附属書Iに掲げる種に属する動植物及びその派生物の輸入については、輸入割当てを受けなければ輸入することができないこととなっていますが、ワシントン条約附属書Iに掲げる種に属する植物のうち人工栽培された交配種については、第9回締約国会議の決議及びワシントン条約事務局との協議に基づき附属書IIの種として取り扱うこととなりましたので、平成8年3月7日以後、当該種の輸入については輸入公表三の8の(2)の規定〔通関時確認制〕(輸入公表三の7の(6)の規定の対象となる当該種の輸入については当該規定〔事前確認制〕)に従ってください。